

■ 保育所等訪問支援とは

児童福祉法に定められた保育所等訪問支援事業の指定に基づく事業です。

保育所等を現在利用している方、または今後利用する予定のある方が、
保育所等における集団生活の適応の為の専門的な支援を必要とする場合に、
訪問支援を実施するための事業です。

訪問先について

- 保育所、幼稚園、認定こども園、乳児院、児童クラブ
- 小学校、中学校、特別支援学校
- その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



福島県(児童家庭課)ホームページ
「保育所等訪問支援について」



QRコードを読み込んで、お住まいの地域における訪問支援事業所の情報を下記の
ホームページで確認することができます。

お子さんが安心して
集団生活を過ごすために

保育所等訪問支援の手引き

作成

福島県自立支援協議会子ども部会
郡山市児童発達支援センター機能強化事業



1

支援の方法について

間接支援

保育や授業の様子を行動観察し、先生方と情報交換を行います。

直接支援

必要に応じて、お子さんの個別指導を行います。

実際の支援方法については、上記方法を含め、お子さんの様子、保護者の希望、担任・担当の先生の意向などを踏まえて、一緒に考えていきます。
また訪問の回数や頻度は、お子さんの状況によって異なります。

2

保育所等訪問支援の利用の流れ

から
保護者

学校から
幼稚園
保育所

から
支相談

から
事業所
児童
発達支援
事業所

意
思
確
認
保護者との
調整

保護者・現場
事業所との
調整

市役所・町役場へ相談

相談事業所へ依頼

利用計画の立案

受給者証の発行

保育所等訪問支援事業所
との利用契約

利用施設への
挨拶や打ち合わせ

個別支援計画

支援の開始

3

保育所等訪問支援 利用後の流れ

支援の開始

訪問先への訪問

担当者との振り返り

支援方法のすり合せ

ご家族との連携

支援内容の見直し

保育所等
訪問支援の継続

終了

専門的支援の必要性
・療育・療法など

他機関の紹介